

発行登録追補目論見書

令和3年2月

阪神高速道路株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	6
3 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	8
第4 【その他の記載事項】	8
第二部 【公開買付けに関する情報】	9
第三部 【参照情報】	9
第1 【参照書類】	9
第2 【参照書類の補完情報】	9
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	10
第1 【保証会社情報】	10
第2 【保証会社以外の会社の情報】	10
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	10
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	10
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	10
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	13
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	14

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2－近畿1－2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 令和3年2月10日

【会社名】 阪神高速道路株式会社

【英訳名】 Hanshin Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 光市

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

【電話番号】 06－6203－8888（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡島 久幸

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

【電話番号】 06－6203－8888（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡島 久幸

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	令和2年5月11日
効力発生日	令和2年5月27日
有効期限	令和3年5月26日
発行登録番号	2－近畿1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 95,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
2－近畿1－1	令和2年10月2日	35,000百万円	－	－
実績合計額（円）		35,000百万円 (35,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 60,000百万円
(60,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	阪神高速道路株式会社第24回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金30,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金30,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.040％
利払日	毎年2月28日及び8月28日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和3年8月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各28日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「15. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	令和7年3月19日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、令和7年3月19日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「15. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	令和3年2月10日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	令和3年2月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」という。）第8条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+（ダブルAプラス）の信用格付を令和3年2月10日付で取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

3. 社債管理者

株式会社みずほ銀行

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の併存的債務引受け

- (1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」という。）第15条第1項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第1項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け（以下「本件債務引受け」という。）が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。
- (2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱い機構が行うものとする。
- (3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本（注）7に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。
- (4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第2項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者（ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下「機構債券」という。）の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- (5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第3項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。
- (6) 本件債務引受け後、本（注）5本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本（注）7において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。
- (7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。
- (8) 上記(2)、(3)及び(6)、本（注）6並びに本（注）11の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該承認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒しないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。

- (3) 機構が、機構債券、道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
 - (6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなとき。
 - (7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - (8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第1項第3号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
 - (9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。
6. 期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約
- 当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。
- (1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
7. 社債権者に通知する場合の公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市内において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
8. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
 - (5) 上記(1)及び(4)の公告は、本（注）7に定める方法による。
9. 社債管理者への通知
- 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

10. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

11. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
- (2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
- (3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

12. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

13. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

14. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

15. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	13,500	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、総額5,500万円とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	11,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	5,000	
計	—	30,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に100万円を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
30,000	56	29,944

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額29,944百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金として、当事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）中に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路（注1）の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日に機構との間で締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては併存的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により併存的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債に係る債務を引き受けた場合には、機構法第15条第2項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者（ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除きます。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本件債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。協定の詳細については、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に記載の有価証券報告書及び半期報告書中に記載する「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」を併せてご参照ください。

- （注）
1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
 2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

ソーシャルボンドとしての適格性について

当社はソーシャル・ファイナンスのために、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020（注1）」（以下「SBP2020」といいます。）等に即したソーシャル・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）を策定しました。

本フレームワークに対する第三者評価として、R&Iより、本フレームワークに従って実施する資金調達がSBP2020に適合していることを表明するソーシャル・ファイナンスのセカンドオピニオン（注2）を取得しております。

- （注）
1. 「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」といいます。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行等に係るガイドラインです。
 2. 「ソーシャル・ファイナンスのセカンドオピニオン」とは、ソーシャルボンド発行等のフレームワークについてICMAが策定するSBP2020との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。

ソーシャル・ファイナンス・フレームワークについて

当社はソーシャル・ファイナンスを目的として、S B P 2020が定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の使途

本フレームワークに基づき調達した資金を以下のプロジェクトに充当するものとします。

- (1) 交通事故ゼロ、交通安全の確保
 - ・逆走及び誤進入防止対策
 - ・本線料金所機能移転
- (2) 災害発生時のリスク軽減と安全確保による機能維持
 - ・橋梁の耐震補強
 - ・地震、津波による大規模災害時の道路啓開機動力の強化
- (3) ミッシングリンク解消、リダンダンシーの確保等による関西都市構造の強靱化の実現
 - ・交通渋滞や沿道環境などの交通課題の緩和
 - ・国際戦略港湾である阪神港の機能強化による物流の効率化
- (4) インフラの老朽化対策
 - ・安心と安全を未来に繋げるべくリニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕）の実施

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

- (1) 高速道路の修繕・災害復旧
 - ・平成26年7月に道路法施行規則が改正され、5年に1回の頻度で道路構造物に対する近接目視による点検を実施することを義務付け
 - ・当社でも当該点検を計画的、かつ確実に実施。また、この点検結果等を用いて構造物の健全度を診断し、維持・修繕等の措置を適切に実施。それらを記録・保存して、次の点検や修繕の計画立案につなげることで、維持管理サイクルの着実な実施に努めています。
- (2) 高速道路の新設・改築
 - ・国土交通省は、整備計画決定にあたって「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、新規高速道路整備事業に係る事業評価を実施
 - ①投資効率等の前提条件の確認
 - ②費用対便益の確認
 - ③事業の影響・事業実施環境の把握について、都道府県・政令都市等に意見を聞いた上で、学識経験者等から構成される第三者委員会の意見を聴取し、事業採択の可否を判断
- (3) 高速道路の特定更新
 - ・「道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）」が施行されたことを受け、平成27年3月、機構と締結する「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」に特定更新等工事を追加
 - ・これまで培ってきた技術力を活用して、道路構造物の長寿命化に向けた抜本的な対策を実施

3. 調達資金の管理

- ・調達資金は、高速道路事業等会計規則や高速道路株式会社法に基づき道路管理事業やその他事業から区分された道路建設等事業に充当され、当社会計システムにて厳格に管理
- ・充当状況は機構との協定に基づく収支予算明細にて開示
- ・調達資金は、原則調達年度内に対象プロジェクトに充当されるが、未充当資金は社内規定に基づいて譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定して運用

4. レポートニング

対象プロジェクトの進捗状況や資金充当状況は、当社及び機構ウェブサイトで公開します。

その他、当社業務全般や財務状況について、CSRレポートを当社ウェブサイトで公開します。詳細は当社ウェブサイト掲載の「ソーシャル・ファイナンスの概要について」をご確認ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日） 令和2年6月29日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期中（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日） 令和2年12月22日近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和3年2月10日）までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

阪神高速道路株式会社本店
（大阪市北区中之島三丁目2番4号）

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本発行登録追補書類により募集する阪神高速道路株式会社第24回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（以下「本社債」といいます。）には保証は付されません。しかしながら、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容（イ）経営成績に重要な影響を与える要因 b 機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- （注）1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路であつて、大阪市の区域、神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本発行登録追補書類提出日（令和３年２月１０日）現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号
- 子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第７条第１項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事２人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
- また、同条第２項の規定により、役員として理事３人以内を置くことができるとされており、３名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
- 理事長・・・令和４年３月３１日まで（中期目標の期間の末日まで）
- 理 事・・・令和３年９月３０日まで（２年）
- 監 事・・・令和３年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）
- ⑤ 資本金及び資本構成
- 令和２年３月３１日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。
- | | |
|------------------------------|----------------|
| I 資本金 | 5,649,107 百万円 |
| 政府出資金 | 4,118,928 百万円 |
| 地方公共団体出資金 | 1,530,178 百万円 |
| II 資本剰余金 | 840,924 百万円 |
| 資本剰余金 | 899 百万円 |
| 日本道路公団等民営化関係法施行法第 15 条による積立金 | 850,932 百万円 |
| その他行政コスト累計額 | △10,907 百万円 |
| 減価償却相当累計額（△） | △8,775 百万円 |
| 減損損失相当累計額（△） | △2,061 百万円 |
| 除売却差額相当累計額（△） | △70 百万円 |
| III 利益剰余金 | 7,134,870 百万円 |
| 純資産合計 | 13,624,902 百万円 |
- 機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。
- 機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第 38 条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第 19 条第 4 項）及び会計監査人（通則法第 39 条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条第 5 号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。
- ⑥ 事業の内容
- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和 56 年法律第 72 号）に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) 上記 (xi) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成 17 年政令第 202 号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成 17 年国土交通省令第 64 号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）
- (vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第 31 条第 1 項により、別に法律で定めるところにより令和 47 年 9 月 30 日までに解散すること、また同条第 2 項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第 2 条においては、同法施行後 10 年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成 27 年 7 月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第 2 事業の状況 2 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更 高速道路関係法令等」を、また協定については「第一部 企業情報 第 2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」を併せてご参照ください。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	阪神高速道路株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 幸 和範

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和2年5月11日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（令和2年2月27日の募集）

阪神高速道路株式会社第22回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）

券面総額又は振替社債の総額 250億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社及び関係会社（連結子会社 13 社及び持分法適用関連会社 1 社（令和 2 年 9 月 30 日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の 3 部門に係る事業を行っております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期
決算年月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月
営業収益 (百万円)	256,880	249,675	214,273	230,647	370,242
経常利益 (百万円)	3,338	1,825	1,999	668	2,119
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	2,430	3,092	5,759	3,535	1,336
包括利益 (百万円)	△3,699	5,393	9,921	4,313	969
純資産額 (百万円)	33,019	38,412	48,333	52,644	53,614
総資産額 (百万円)	241,930	220,023	232,789	294,816	227,925
1 株当たり純資産額 (円)	1,630.84	1,894.61	2,387.55	2,632.25	2,680.73
1 株当たり当期純利益 (円)	121.51	154.61	287.95	176.77	66.84
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.5	17.2	20.5	17.9	23.5
自己資本利益率 (%)	7.0	8.8	13.4	7.0	2.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,819	23,372	6,376	△24,517	137,801
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,820	△7,191	△8,416	△2,047	△11,666
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,248	△19,071	12,976	50,949	△96,538
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	25,874	22,983	33,920	58,304	87,901
従業員数 (人)	2,153	2,139	2,105	2,422	2,463
[外、平均臨時雇用人員]	[1,482]	[1,596]	[1,627]	[1,665]	[1,589]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）等を第 14 期連結会計年度の期首から適用しており、第 11 期、第 12 期及び第 13 期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期
決算年月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月
営業収益 (百万円)	253,165	244,614	210,407	226,633	366,337
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,874	430	831	△1,360	411
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,614	2,305	5,347	△1,450	293
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	33,935	36,241	41,588	40,138	40,432
総資産額 (百万円)	232,474	208,507	221,576	280,210	212,207
1 株当たり純資産額 (円)	1,696.80	1,812.08	2,079.44	2,006.93	2,021.63
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	80.71	115.28	267.36	△72.51	14.70
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.6	17.4	18.8	14.3	19.1
自己資本利益率 (%)	4.9	6.6	13.7	△3.5	0.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	668	661	666	680	682
[外、平均臨時雇用人員]	[184]	[188]	[195]	[194]	[192]
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第 11 期、第 12 期、第 13 期及び第 15 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第 14 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

5. 株主総利回り、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令」（令和元年 5 月 22 日国土交通省令第 6 号）により、高速道路事業等会計規則が改正されたため、第 14 期事業年度の期首から適用しており、第 11 期、第 12 期及び第 13 期事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。